

# 群馬県高等学校PTA連合会役員候補者推薦委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、群馬県高等学校PTA連合会会則（以下「会則」という。）第6条の規定に基づき、本会の役員選任に必要な事項を定める。

(役員候補者推薦委員会)

第2条 会則第14条第2項に規定する推薦委員会の委員は、会長・副会長7名・校長理事6名とする。

2 前項に規定する校長理事は、群馬県高等学校PTA連合会副会長在任校の校長6名とする。

3 委員は、互選により正副委員長を選出する。

4 推薦委員会は、第3条による被選資格者を選考し、当人の同意を得て理事会の議決を経て総会に提出する。

5 推薦委員会は、その任務が終了した時に解任される。

(役員候補者の被選資格等)

第3条 会則第5条に定める役員候補者の被選資格等は、次のとおりとする。

2 会長及び副会長は、原則として単位PTAの会員であること。

3 会長及び副会長は、所属する単位PTAの推薦を受けた者の中から推薦委員会で選出する。ただし、副会長には県高等学校長協会代表1名、私立高校代表1名、4地区からの代表各1名を含むものとし、それぞれの団体等から推薦を受けた者とする。

4 理事は、別表に定める各地区等からの推薦者（各地区の理事数による）、県高等学校長協会副会長（5名）、群馬県高等学校PTA連合会副会長在任校の校長及び前橋地区内の校長とする。

5 監事は、前橋地区内のPTA会長の中から推薦委員会で選出する。

(役員候補者の推薦時期等)

第4条 前条第2項から第4項に規定する役員候補者の推薦は、当該年の12月末までに、その者の氏名・役職名・その他事由を記して推薦委員会に推薦する。

附 則 1 この規定は、平成17年9月16日から施行する。

2 平成21年6月12日一部改定

3 平成30年5月15日一部改定

【別 表】 地区別等PTA役員数 (H30.4.1)

地 区 名 等	理 事 数
東毛 24 : 桐生・みどり9、太田8、邑楽・館林7	2
中毛 20 : 前橋13、佐波・伊勢崎7	2
西毛 24 : 高崎14、多野・藤岡4、甘楽・富岡・安中6	2
北毛 13 : 渋川4、利根・沼田5、吾妻4	2
私学 (12) : ※私学12は各地区内の内数	1